

令和2年8月28日	
第1回 精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ	資料1

精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ 開催要綱

1. 趣旨

精神科救急医療体制の確保については、精神保健福祉法第19条の11において、都道府県は夜間又は休日の相談対応や精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保する等地域の実情に応じて体制の整備を図るよう努めるものとされている。

こうした中、平成29年2月にとりまとめられた「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念が掲げられたところ、その後進められている同システムの構築推進を図るための事業における知見や課題をもとに、現在、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」（以下「検討会」という。）の中で、さらなる推進に向けた検討を行っている。

しかしながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築推進する観点から必要なときに必要な医療を受けることができる精神科救急医療体制の確保は重要であり、検討会においても種々の課題が指摘されていることから、その整備のあり方について改めて検討するため、検討会の下に精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、開催する。なお、ワーキンググループでとりまとめた意見及びその他必要な事項については、検討会に報告するものとする。

2. 主な検討事項

- (1) 精神科救急医療体制整備のあり方
- (2) 相談体制のあり方
- (3) その他

3. 構成等

- (1) 社会・援護局障害保健福祉部長によるワーキンググループとし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) ワーキンググループに座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 構成員の出席が難しい場合は構成員の代理者の出席を認める。
- (6) 必要に応じ、構成員による協議の上、適当と認める者を参考人として招致することができる。
- (7) ワーキンググループの議事は、原則として公開する。
- (8) その他、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4. その他

ワーキンググループの庶務は社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。

精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループ 構成員名簿

こさか 小阪	かずのり 和誠	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事
きし 来住	よしき 由樹	一般社団法人日本公的病院精神科協会
すぎやま 杉山	なおや 直也	一般社団法人日本精神科救急学会 理事長
つじもと 辻本	てつし 哲士	全国精神保健福祉センター長会 会長
ながしま 長島	きみゆき 公之	公益社団法人日本医師会 常任理事
はせがわ 長谷川	なおみ 直実	公益社団法人日本精神神経科診療所協会
ふじい 藤井	ちよ 千代	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所地域・司法精神医療研究部 部長
まつい 松井	たかあき 隆明	公益社団法人日本精神科病院協会 理事
まつもと 松本	はるき 晴樹	新潟県福祉保健部 部長
やまもと 山本	けん 賢	全国精神保健福祉相談員会 副会長 (埼玉県飯能市健康福祉部障害者福祉課 主幹)

(五十音順、敬称略)